

## 徳島県環境基本計画の改定に関する審議の進め方について（案）

－ 環境基本計画小委員会の設置 －

### 1 目的

環境政策部会における徳島県環境基本計画の改定に関する審議を円滑に行うため、徳島県環境審議会運営規定第12条の規定に基づき、同部会の下に「環境基本計画小委員会」を設け（設置・総括：環境政策部会長）、同部会長の求めにより、次の事項について予め一定の整理・調整を行う。

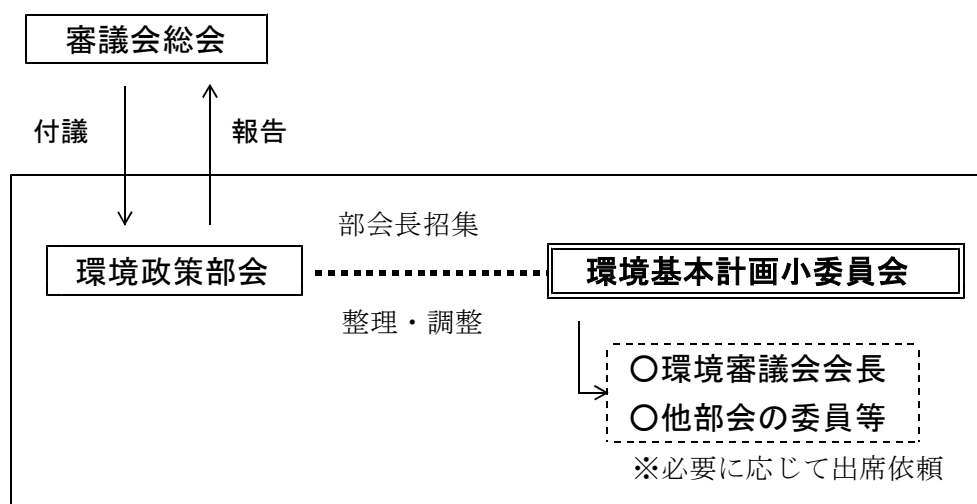
- ・徳島県環境基本計画の改定草案（中間報告・最終報告の原案検討）
- ・その他徳島県環境基本計画の審議に必要な事項

### 2 構成

- ・5名程度で構成し、環境政策部会の委員の中から環境政策部会長が指名
- ・必要に応じて、審議会会長、又は他部会の委員に出席を依頼

### 3 設置期間

環境審議会による審議終了まで（※「徳島県環境基本計画の改定」の答申まで）



## 環境基本計画小委員会の設置について（案）

平成30年2月2日

### （趣旨）

- 1 環境政策部会における徳島県環境基本計画の改定に関する審議を円滑に進めるため、環境政策部会長（以下、「部会長」という。）は、環境政策部会の中に「環境基本計画小委員会」（以下、「小委員会」という。）を置くこととする。

### （議事）

- 2 部会長は、小委員会の議事を総括する。

### （構成）

- 3 小委員会は、5名程度で構成し、環境政策部会の委員の中から部会長が指名する。

### （所掌）

- 4 小委員会は、部会長の求めにより、次の事項について協議、又は、調整を行う。
  - ①徳島県環境基本計画の改定草案
  - ②その他徳島県環境基本計画の改定に関する審議に必要な事項

### （会議）

- 5 小委員会の会議は、必要に応じて、部会長が招集する。
- 6 部会長は、小委員会の会議を開催するときは、小委員会に属する委員の過半数が出席できるように努めるものとする。

### （関係者の意見）

- 7 部会長は、小委員会に徳島県環境審議会会長（以下、「会長」という。）、又は~~他の~~全ての部会の委員の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### （設置期間）

- 8 小委員会の設置期間は、徳島県環境基本計画の改定に関して、会長から徳島県知事に答申を行うまでの間とする。